

報告第1号

専決処分の報告（村道長浜2号線路面壅みによる車両損傷の和解及び損害賠償）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和8年1月20日提出

読谷村長 石嶺傳實

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり村道長浜2号線路面壅みによる車両損傷の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

1 相手方 [REDACTED]

2 損害賠償額 24,376円

3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和7年12月24日

読谷村長 石嶺 傳實

## 事故報告書

発生日時	令和7年8月3日（日） 午後5時頃
発生場所	沖縄県中頭郡読谷村字長浜10番地1地先
状況	<p>令和7年8月3日午後5時頃、村道長浜2号線から県道6号へ左折をする際、村道の壅み箇所にタイヤが落ち、その状態のまま左折したこと、自家用車左側面に傷がついた。</p> <p>被害者とは調整の結果、令和7年12月24日に賠償金支払いと示談。事故があった場所（長浜10番地1地先）は、事故後に修繕を行うことにより改善されている。</p>

## 示談書

2025年12月24日

第一当事者 (甲)	氏名 読谷村長 石嶺 傳實	沖縄県中頭郡読谷村字喜味2901番地1 印
	住所	

第二当事者 (乙)	氏名	
	住所	沖縄県中頭郡読谷村

事故発生日時	2025年 8月 3日 午後 5時頃
事故発生場所	沖縄県中頭郡読谷村字長浜10-1番地地先
事故状況	事故発生時の夕方、村道から県道へ左折する際に、村道の凹み箇所にタイヤが落ち、その状態のまま左折したことで自家用車左側侧面に傷がついた。以下余白
示談内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金24,376円を乙指定の口座に支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白